

NEWSLETTER

No.
36

2025年6月発行

ニューズレター

目次
CONTENTS

- P1 研究科長・学部長からのご挨拶
P2 法・政治デザインセンター発足／法曹養成専攻長より
P3 法科大学院創立20周年記念イベントが行われました／ロゴマークが決まりました
P4 ルーヴェンカトリック大学(KU Leuven)との交流深化に向けて／日本法ウィンタースクールの開催
P5 岩澤雄司名誉教授が国際司法裁判所(ICJ)所長に選出されました／
令和6年度学生表彰 東京大学総長賞受賞
P6-7 新任教員からのご挨拶
P8 令和6年度 文化勲章受章／令和6年度 文化功労者顕彰
P9 令和6年秋 紫綬褒章受章／BESETOが開催されました
P10-11 退職教員からのメッセージ
P12 ご寄附をいただいた皆様の銘板を設置いたしました／オープンキャンパス2025開催予告
学生による法教育授業／卒業生委員会事務局からのお知らせ

研究科長・学部長からのご挨拶

法学政治学研究科長・法学部長
沖野 真己 おきの・まさみ
(教授・民法)



2025年4月1日より、東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長をつとめております、沖野真己です。専門は、民法、消費者法、信託法です。山本隆司・前研究科長・学部長をはじめ、歴代の研究科長・学部長に及ぶべくありませんが、私なりに精一杯つとめさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

研究科・学部の状況についてのご報告です。3月は巣立ちの季節です。本年3月には、法学部生371名が卒業しました(そのうち12名が早期卒業生です)。法科大学院生は、173名が修了しました(法科大学院生は、予備試験ルートでの中途退学者が相当数あるため、3年次生の数が入学者数からかなり減少します)。また、修士課程の修了生(修士の学位を取得)が12名、博士課程の修了生(博士の学位を取得)が6名、論文博士学位の取得者も7名でした。

4月には新たな学生を迎えました。法学部への進学生が408名(進学生405名)、法科大学院(法曹養成専攻)への入学生が216名(未修58名、既修158名)、綜合法政専攻への進学生が35名(修士19名、博士16名)です。女性の比率が約3割、具体的には、法学部進学者では約30.1%、法科大学院では約32.4%、綜合法政専攻では約25.7%です。

教員も、3月末で7人がご退職になり、寂しくもありますが、4月には、新たに6人の先生方をお迎えしています。

組織面でも新陳代謝があります。本年4月1日に、本研究科の附属施設として「法・政治デザインセンター」が発

足しました。従来のビジネスロー・比較法政研究センター(IBC)を改組し、また、先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラムを取り込んだ、法学・政治学の研究の深化、学際・国際・社会連携の展開、法学・政治学の研究成果の教育への反映や社会への発信・伝達を担う組織です。

教育面では、特に顕著な点に国際化と教養前期課程の学生に向けた授業展開の充実があります。前者については、新規のプログラムとして、本年2月にウィンタースクールを実施しました。また、本年度からは、ルーヴェン大学(KUL、ベルギー)との授業のための教員の相互派遣が始まります。KULとは部局間協定を締結し、それに基づいて学生の相互派遣を実施してきましたが、それをさらに授業の展開へと拡大するものです。

昨年は法科大学院20周年という区切りの年でした。東京大学の創設とともに歩んできた法学部は2027年に150周年を迎えます。研究および教育の両面において、伝統の継承と社会の変化を見据えた創造と革新とを展開してきた先に150周年があります。各種の連携を充実させつつ、本研究科・本学部が果たしてきた役割を、そして本研究科・本学部が果たすべき役割を果たしていきたいと考えています。

こうして振り返ると、さまざまなご尽力とご支援によって本研究科・本学部の研究・教育が成り立っていることを実感します。引き続きのご支援と本研究科・本学部への温かいまなごしをいただけたら、幸いです。

法・政治 デザインセンター発足



教授・憲法、国法学、情報法
矢野 常寿 ししど・じょうじ

2025年4月より、法学政治学研究科附属法・政治デザインセンター (Institute for Legal and Political Design) が設置されました。これは、従来のビジネスロー・比較法政研究センターを発展的に改組したものです。もともと本研究科は「学科」や「研究室」を置かず、各教員が独立して自由に研究・教育や社会的活動を行ってきました。そのことは、公正な社会を実現する法・政治の「デザイン」に貢献する多くの成果を生んできました。しかし現在では、DXやGX、国際情勢の変化など新たな社会課題の増加に伴い、本研究科の教員の活動も多岐にわたっています。こうした教員の多様な活動のシナジーを高めて法学・政治学の深化に貢献するとともに、卒業生の方々をはじめとする社会、他の学問分野、そして海外の大学等との連携を広げることが、新センターの役割です。新センターは、こうした連携を担う教員そして研究・教育を支援するスタッフが有機的に協力できるようにして、各種の外部との連携の窓口となり、本研究科の活動を持続的に発展させるためのプラットフォームともなります。このような狙いから、新センターは、これまでの比較法政部門やビジネスロー部門に加えて、学際部門と法政教育部門を新設し、これまで以上に外部に開かれた研究やセミナーの開催、情報発信等を進めていく予定です。新センターそして本研究科の活動へのご理解・ご支援をどうかよろしくお願いいたします。

法曹養成専攻長より



教授・刑法
和田 俊憲 わだ・としのり

一昨年から続いた各種の「山場」(司法試験の在学中受験開始に伴うカリキュラム改正や、5年に1回求められる認証評価の受審、そして創立20周年事業など)を越えて、いま、当法科大学院は、爽やかに晴れた初夏の日々に相応しく、活気に満ちつつも穏やかな時期を迎えています。その中で近々大きな変化としてありうるのは、司法試験のCBT化の影響です。司法試験は来年2026年に、これまでの手書きによる試験からパソコンを用いた試験 (Computer Based Testing) に移行することになり、法科大学院の定期試験もCBT化が検討されています。CBTは、いまや実務ではパソコンによる文書作成が一般的であることから、試験の解答作成も同様にすべきであることや、採点者の負担が軽減できる (AIによる採点は残念ながらまだですが、読みにくい手書きの文字を「解読」する必要がなくなる) ことなどを理由にしています。そこで、まずは、本年度Aセメスターの2年生法律基本科目からのCBT導入を目指しています。全国の法科大学院向けに専用のアプリが開発されているのですが、学生個々人のノートパソコンを使用することによる公平性の問題や、不正防止策の完全性、突発的なアクシデントへの対処可能性など、検討すべき事柄は多く、拙速を避けて手書き試験を継続させる選択肢もまだ残っています。夏までには本年度の対応を決める見通しです。



法科大学院創立20周年記念イベントが行われました

東京大学法科大学院は、2024年4月に創立20周年を迎えました。これを記念して、9月7日（土）に、記念イベントが行われました。

同日午後、本郷キャンパスで、まず、ボランティア学生の案内により、法学部3号館・総合教育棟（ガラス棟）の各施設を見学するツアーが行われました。改修後の3号館高層階から見える風景、図書室、法廷教室などをご覧いただきました。また、20周年記念のご寄附を一定額以上いただいた方をお招きした感謝状贈呈式も行われました。

夕方には、上野東天紅にて記念式典が行われま

した。大野憲太郎同窓会長の司会の下で、菅野和夫名誉教授の開会の挨拶、山室恵先生のスピーチと乾杯で宴が始まり、宴の中ほどで、井上正仁名誉教授、山口厚名誉教授、宇賀克也名誉教授よりお祝いの言葉を頂戴いたしました。同窓生とご家族、法科大学院創設に尽力され、または教鞭をとられた先生方など、200名以上が出席されました。

文字どおりの盛会となった記念イベントの実施に尽力された同窓会執行部の皆様に、改めて御礼を申し上げます。

小島 慎司（教授・憲法）



ロゴマークが決まりました

これまで本研究科・本学部は、本学の部局で唯一ロゴマークがなかったのですが、法科大学院創立20周年を記念して、ロゴマークを制作しました。研究科全体と法科大学院で共通のマークを用いることとし、馴染み深い法文1号館のアーケードから外側の3重のアーチをデザインしました。中央の放射線状のデザインは、アーチの柱頭にあしらわれている装飾をモチーフとしつつ、本学のシンボルである銀杏の葉、さらに、書物を読み解く法学・政治学の学びのイメージを重ねたものです。ロゴマークのカラーは、当研究科・学部のシンボルカラーである緑としました。今後、このロゴを用いたグッズの展開などを予定しています。末長く愛されるロゴマークとなることを願っております。

橋爪 隆（教授・刑事法）



「法学政治学研究科・法学部ロゴ」紹介サイト
<https://www.j.u-tokyo.ac.jp/about/visual-identity/>



ルーヴェンカトリック大学(KU Leuven)との交流深化に向けて



本研究科は、ベルギーのルーヴェンカトリック大学法・犯罪学学部と2022年12月に交流協定を締結し、翌夏から学生交流プログラムを開始しました。これまでに各校計5名の学生をサマースクールに派遣してきましたが、今回初めてセメスター派遣も実現しました。さらなる交流の深化を図るため、2024年9月に山本研究科長(当時)、ヴァンオーヴェルバーク教授、滝澤教授が同大学を訪問し、今後の交流計画について意見交換をしました。

ルーヴェンカトリック大学は、15世紀の創立以来、国際的に高い評価を受けています。EU本部のあるブリュッセルに近く、EU法やヨーロッパ諸法に強みを持ち、EU司法裁判所裁判官経験者など優れた教授陣を多数擁するほか、充実した図書館を備え、

教育・研究に理想的な環境です。教授言語はフラマン語ですが、LL.M.課程は英語で提供され、東大の派遣学生も英語授業を履修します。

今回の訪問では、持続的で発展的な学生交流や教員派遣による相互の授業提供に向けた協議を行いました。また、東大の紹介とウィンタースクール(*本頁下段参照)の案内を兼ねた説明会には100名近い学生が参加し、高い関心が示されました。本交流を通じ、日本・ベルギー、ひいてはアジア・欧州のネットワーク深化への貢献が期待されます。

滝澤 紗矢子(教授・競争法)



日本法ウィンタースクールの開催

2025年2月4日から同8日まで、本研究科初の試みとして、日本法ウィンタースクールを開催しました(https://www.ibc.j.u-tokyo.ac.jp/activities/winter_school/)。サマースクールと対になる企画として、海外の大学の学生を主たる受講者とし、本研究科の教員が全編英語で日本法に関する集中講義を実施するものです。”Perspectives on Japanese Law in a Changing Global Context”を全体テーマとし、法社会学・法制史・国際政治・国際人権法・刑事司法制度論・競争法・エンターテインメント法・AI法・会社法・信託法といった多様なレクチャーが提供されました。中国・韓国・台湾・タイ・シンガポール・オーストラリア・ベルギー・ドイツ・アメリカといった幅広い国々の大学・研究機関の所属者に加え、本学の法学部・法曹養成専攻・公共政策大学院の学生から総勢55名の参加を得、ご寄附をいただいた法律事務所や、最高裁判所への訪

問もプログラムに組み入れました。最高裁では宇賀克也判事(本研究科名誉教授)からレクチャーを頂戴し、充実したプログラムとなりました。本研究科主体の国際的な取り組みとして、翌年度以降も継続を予定しておりますので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

沖野 眞己(教授・民法)、後藤 元(教授・商法、会社法)、
巽 智彦(准教授・行政法)



岩澤雄司名誉教授が国際司法裁判所(ICJ) 所長に選出されました

2025年3月3日(月)、国際司法裁判所(ICJ)において裁判所長選挙が行われ、本研究科名誉教授の岩澤雄司ICJ裁判官が選出されました。

国際司法裁判所長の日本からの選出は、小和田恆氏(2009年～2012年)に続いて2人目となります。

岩澤名誉教授は、2018年6月に同裁判所裁判官に就任し、これまで約7年間にわたり、国際紛争の平和的解決および国際社会における法の支配の維持・強化に大きな役割を果たす同裁判所において、裁判官としての職責を果たされてきました。今回の同裁判所長への選出は、同裁判官のこれまでの貢献への高い評価を示すものです。

岩澤名誉教授の今後の更なるご活躍を祈念いたします。

森 肇志(教授・国際法)



岩澤名誉教授からのコメント

国際司法裁判所の所長に選出されたことは大変に名誉なことで、とてもうれしく思います。国際司法裁判所が引き続き、法の支配を推進し紛争の平和的解決に寄与することに、貢献していきたいと思っています。

令和6年度学生表彰 東京大学総長賞受賞



2025年3月、法学部4年の浅野皓生さんと2022年大学院法学政治学研究科博士課程修了(筑波大学助教)の常瀟琳さんのお2人が、以下のような業績に基づき、学業において研鑽に励み、他の学生の範となり本学の名誉

を高めた個人として、東京大学総長賞(学業部門)を受賞されました。

浅野皓生さんは、取得単位の半分以上を「優上」が占めるなど抜群の学業成績を収められました。その学業成果は自己研鑽にとどまらず広く社会に発信され、ミステリ小説の形をとって法で人を裁く限界という主題を扱った「殺人犯」は、在学中に東大生ミステリ小説コンテストの大賞に選ばれ、『東大に名探偵はいない』の一編「テミスの逡巡」として角川書店から出版されました。また、初の長編小説『責』が第44回横溝正史ミステリー&ホラー大賞優秀賞を受賞し、『責任』と改題されて角川書店より2024年9月に刊行されています

推薦教員／戸部 常寿(教授・憲法、国法学、情報法)

常瀟琳さんの学位論文「『道理』と『風俗』——水戸学と文明論の十九世紀」は、本学の学術成果刊行助成(而立賞)を授与され、2025年3月に岩波書店から出版

されました。同論文の一部を発展させた論文「『理』と『風俗』の間——徳川末期における中村正直の思想展開」は、第18回日本思想史学会奨励賞と第7回西周賞を受賞しました。その中心主題は、言葉を通じて秩序を成立させる営みとしての政治と人間の生々しい情念との関係をどう制御するかという、政治思想・哲学の普遍的な問題とも関連し、中国・朝鮮、西洋文化圏の思想との比較研究も可能になる分析枠組の提供に成功したと評価されています。

推薦教員／戸部 直(教授・アジア政治思想史)



新任教員からのご挨拶



教授・知的財産法
前田 健 まえだ・たけし

2025年4月1日付で着任いたしました。私は、本学理学部、理学系研究科修士課程を経て、本学法科大学院未修者コースに進学し、修了後は司法修習に行きつつ、助教として法学研究者の道を歩み始めました。2011年からは14年間、神戸大学に准教授・教授として在籍し、その間、スタンフォード大学で約2年間研究する機会を得ました。

私の専門は知的財産法です。最初の助教論文では、特許法において特許権の保護範囲が決定される仕組みについて研究しました。以来、知的財産法の政策目的に照らして知的財産権の権利範囲をいかに設定するのが望ましいのか、その望ましい帰結を法の解釈運用により実現するためにいかなる制度設計をすべきかについて、関心をもって研究を続けています。

法学には、時に科学的真実が明らかでない場合にも、比較不能な多様な価値観の中で決断を要請される点に、自然科学とは異なる魅力があると感じています。学生の皆様にも法学の魅力を微力ながら伝えていけるよう、研究・教育に尽力していく所存です。



教授・比較政治
馬場 香織 ばば・かおり

2025年4月1日付で着任いたしました馬場香織と申します。本学法学部を卒業後、大学院総合法政専攻の修士一期生として学び、博士課程修了後、(独)JETROアジア経済研究所にて1年半、北海道大学大学院法学研究科にて8年半勤務いたしました。

専門分野は比較政治で、メキシコおよびラテンアメリカの現代政治を研究しています。近年は、暴力

や治安の問題が人々の投票行動に与える影響や、女性議員の実体的代表を主な研究テーマとしています。授業では「比較政治 II (発展途上国の政治)」などを担当します。

先を見通すことの難しい世界にあって、グローバルサウス諸国の政治のロジックを学ぶ重要性は増しており、また南からの視点は世界を見つめ直すヒントを与えてくれると思います。これまでかかわっていただいた方々に深く感謝しつつ、このたび本学にて勤務するにあたり、比較政治や地域研究を学ぶ楽しさを学生の皆さんと共有することができるよう、一層精進して参ります。どうぞよろしくお願いいたします。



准教授・商法
行岡 睦彦 ゆきおか・むつひこ

2025年4月1日付で着任いたしました行岡睦彦と申します。商法を専攻しています。本学部および本研究科法曹養成専攻(法科大学院)で学んだ後、一度は弁護士として企業法務の実務に従事しましたが、2014年に本研究科助教として大学に戻り、神作裕之先生のご指導のもと、商法研究者としての道を歩み始めました。2017年には神戸大学大学院法学研究科に採用いただき、在外研究の2年を含めた8年間、非常に恵まれた環境の中で研究・教育に従事させていただきました。お世話になった皆様にご場を借りてあつくお礼を申し上げます。さて、これまでの私の研究を振り返りますと、商法・会社法のほか、証券規制、信託・投資信託、資金決済法制、企業年金など、興味・関心の赴くままに比較的幅広い分野を勉強してきたように思います。今後も、私自身の内発的な探求心を大切にしつつ、本研究科の一員としての社会的な期待にも応えられるよう、研究・教育に一層尽力してまいりたい所存です。ご指導・ご批判のほど何卒よろしくお願い申し上げます。



教授・企業法務、M&A

浅妻 敬 あさつま・けい

本年4月1日付で法科大学院専任実務家教員として着任いたしました。

1995年に法学部を卒業後、2年間の司法研修を経て、1997年から弁護士として企業法務に従事してまいりました。主な取扱分野はM&Aです。

大学4年の秋まで硬式野球部に所属し、野球一色の学生生活を送っていましたが、卒部後に先生方のご指導の下、法学の勉強に打ち込んだ結果、法曹の道に進ませていただけることになりました。そのような経緯で、本学には通常よりも少し長く、大変にお世話になりましたので、今般このような形で本学に恩返しをする機会を頂戴し、大変うれしく感じております。

久しぶりの本郷キャンパスは全てが新鮮で、教えることよりも教わることの方が多いと感じる毎日を過ごしておりますが、これまでの弁護士としての経験を踏まえた実務家ならではの観点から、法曹の魅力 را少しでも学生たちに伝えることができればと考えております。どうぞよろしく願いいたします。



教授・民事訴訟・紛争、ヘルスケア

大室 幸子 おおむら・さちこ

本年4月1日付で法科大学院専任実務家教員として着任いたしました。2003年に本学法学部を卒業後、2004年10月に弁護士登録をし、以来約20年間、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業にて、民事訴訟・紛争等を専門として執務を行って参りました。

ロースクールが開校したのは私が学部を卒業した翌年のことで、卒業後、ロースクールに進学した

友人にガラス棟を案内してもらった際は、新しい建物や整った設備、活き活きとロースクール生活を語る友人の姿が眩しく感じられ、羨ましく思ったものでした。今般、正にその校舎で教壇に立つ機会をいただき、大変光栄に存じております。

同時に、歴代の実務家教員の諸先生方に比べ未熟な私に何ができるのかと不安も尽きませんが、未熟な実務家なりに、試行錯誤を重ねながら必ずしも正解のない法的問題に向き合う姿を学生に見せることも重要な役割と心得て、真摯に教務に当たりたいと考えております。どうぞ宜しくお願い申し上げます。



教授・刑事法、刑事訴訟実務

丹崎 弘 たんざき・ひろし

4月1日付で法曹養成専攻（法科大学院）法実務系講座教授として着任しました。刑事模擬裁判、刑事実務基礎及び演習を担当いたします。

2004年に本学法学部を、2006年に本学法科大学院を卒業後、2007年に検事に任官し、以後、東京、神戸、横浜、高知、岡山などの各地方検察庁で、刑事事件の捜査・公判に従事しました。また、行政官長期在外研究員として2年間の米国留学を経験したほか、法務省刑事局及び訟務局で行政官として勤務し、特に訟務局では、国が当事者となる多くの民事・行政事件の裁判実務に携わりました。

本郷キャンパスは昔と変わらず四季の色彩が鮮やかな美しい姿のまま、ロースクール棟も外観は昔と同じガラス棟のままでしたが、法曹になるための制度や学生を取り巻く環境は、私自身が法曹を目指した頃から様々な変化が生じているものと承知しています。学生の皆さんには、実務家になるために必要な知識だけではなく、様々な機会を通じて、法曹という仕事の魅力も伝えてまいりたいと思っております。

令和6年度 文化勲章受章

名誉教授

江頭憲治郎

えがしら・けんじろう



江頭先生は、東京大学法学部助手として商事法研究を開始されて以来、広範な分野で画期的な業績を上げて学界をリードするとともに、多くの後進の育成に尽力してられました。先生の『会社法人格否認の法理』（1980年）と『結合企業法の立法と解釈』（1995年）は、わが国の会社法学の水準を一挙に引き上げた業績として知られます。また、最も指導力のある体系書とされる『株式会社法』（2024年第9版）や商取引の研究のあり方を変えた『商取引法』（2022年第9版）など、商法学の全領域において、しかも各分野において時代を画する卓越した研究業績を挙げられたことは、稀有な偉業だと言わねばなりません。方法論的にも、アメリカ法やドイツ法との比較法的研究の精緻な実践に加え、ファイナンス理論、統計・計量経済学的分析など、多彩な方法論を用いて先進的な研究を展開されました。さらに、法制審議会の会社法（現代化関係）部会部会長として平成17年の会社法制定に貢献し、立法や実務に多大な影響を与えました。その功績により、平成21年に紫綬褒章を受章、平成26年に日本学士院会員に選出、平成30年には文化功労者として顕彰されています。先生のご受章を祝し、さらなるご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。

藤田 友敬（教授・商法）

令和6年度 文化功労者顕彰

名誉教授

菅野和夫

すげの・かずお



菅野和夫先生は、東京大学法学部を卒業後、司法修習、本学法学部助手、助教授を経て、1980年に教授に就任されました。菅野先生は民事法学・刑事法学の普遍的法理論との整合性に留意しつつ、労働関係の特質を踏まえた解釈論を展開した『争議行為と損害賠償』（東京大学出版会、1978年）により、労働法学が法律学として成熟する転機をもたらされました。法律学としての労働法学を確立したといわれる1985年刊行の『労働法』（弘文堂）は英訳もされ、その他多数の英語論文によって、日本の労働法学の水準を国際的に示し、その評価を大いに高められました。こうした功績により、菅野先生は国際労働法社会保障法学会会長（2006-2009年）に選出され、2017年には生涯を通じて国際的に比較労働法に顕著な功績のあった研究者に授与される Bob Hepple Awardを受賞されています。

また、中央労働基準審議会会長、労働政策審議会会長、中央労働委員会会長、労働政策研究・研修機構理事長等として労働法政策の発展と労働紛争処理の実務にも重要な貢献をされました。とりわけ、労働審判制度の創設および労働契約法の制定におけるご尽力は特筆すべきものです。そのほか、瑞宝重光章（2013年）、福島県外在住者知事表彰（2018年）などを受章され、2008年からは学士院会員を務められています。先生の文化功労者としてのご顕彰を心よりお慶び申し上げますとともに、益々のご健勝とご活躍を祈念致します。

荒木 尚志（元教授、中央労働委員会会長）

令和6年秋 紫綬褒章受章

教授・商法

藤田友敬

ふじた・ともたか



藤田教授の受章は、国際的なルール形成に影響を与える研究成果の公表に加え、経済学などの知見を法学に応用する新たな研究手法を確立し、商法学の発展に貢献されたことが高く評価されたものです。

上記のとおり、藤田教授は経済理論の法学研究

への応用を積極的に推進し、法学研究や立法作業に大きな影響を与え、中でも会社法の意義・機能を経済学のツールを用いて分析する(会社法の経済分析)という手法の確立に尽力されました。また、国連国際商取引法委員会でのロッテルダム・ルールズの起草作業をはじめ、万国海法会、国際海事機関、国際油濁補償基金などの国際機関におけるルール形成・運用に継続的に関与するだけでなく、関連する研究業績を積極的に発表されました。さらに、豊富な国際経験を活かし、日本の商法(運送法・海商法)の改正にも主導的な役割を果たされました。また、日本私法学会、日本海法学会、日本空法学会の理事・理事長、日本海法会の副理事長を歴任し、わが国の学術発展に寄与されました。

このように、藤田教授は商法学の発展、国際的なルール形成、日本の地位向上に大きく貢献され、その功績はまことに顕著なものです。この度のご受章を心よりお祝い申し上げますと共に、ご健勝と今後益々のご活躍を祈念いたします。

加藤 貴仁(教授・商法)

松井 智予(教授・会社法、商法、金融商品取引法)

BESETOが開催されました

本研究科は、北京大学法学院・ソウル大学校法学専門大学院との研究交流を行っており、毎年秋に3大学が持ち回りでホストを務め、北京・ソウル・東京のいずれかでカンファレンス(BESETO)を共催しています。2024年度、第17回目となる BESETO では、東大がホスト校に当たり、前回ホスト時はコロナ禍でオンライン開催であったことから、6年ぶりの自校対面開催となりました。

2024年10月11日、各大学から2人ずつの研究者が共通テーマ“Evolving Technology and Legal Challenges”の下で最先端の研究発表を行いました。本学からは原田央教授(国際私法)、成瀬剛教授(刑事訴訟法)が報告を行い、フロアでは活発な議論が交わされました。また、今回の BESETO には、久しぶりに3大学の学部長が揃い踏みし、親交を深めました(2枚目写真は、3大学の法学部長(当時)。左から、Li GUO 教授(北京大学)、山本隆司教授(本学)、Jaemin LEE 教授(ソウル大学校))。北京大学法学院とは、学生交流協定の更新覚書にも対面で調印することができました。2025年秋には北京での開催が予定されており、今後もさらなる交流の発展が期待されます。

神吉 知郁子(教授・労働法)



退職教員からのメッセージ



大淵 哲也

おおぶち・てつや

2003年に法学部に着任して以降、歴代の研究科長をはじめ、法学部の教職員のみなさまには大変お世話になり、みなさまのおかげで職務をなんとか全うすることができました。あらためてお世話になった方々にこの場を借りて御礼を申し上げます。4月からはアンダーソン・毛利・友常法律事務所で顧問を務めておりますが、様々な案件に関与する機会を与えていただき、当初の予想に反して、非常に忙しく過ごしております。今まで研究してきた知的財産法が、どのように社会で実際に問題となるのかを直接体験する得難い経験をさせていただいております。また、法学だけでなく、化学、薬学等の他分野の勉強も必要であることを痛感し、勉強を続けております。



飯田 敬輔

いいだ・けいすけ

2025年3月末をもちまして定年退職いたしました。法学政治学研究科のファカルティーに加わったのは2007年4月でしたので、ちょうど18年間本研究科に在籍したことになります。大変恵まれた研究環境をいただいたわりには、歳月はまたたく間に過ぎてしまい、研究は遅々として進みませんでした。反省しきりです。また、公共政策大学院では管理職を務めましたが、そちらもなんとか現状を維持していくのがやっとのことで、大きな改革もできませんでした。こちらも反省しきりです。現在、東京大学は大きな転機に差しかかっています。世界もさまざまな問題を抱え漂流しているように思えます。しかし本研究科はこれらの挑戦を奇貨としてさらに発展していくものと確信しております。末筆になりますが長年にわたりお世話になりました。関係者のみなさまに心より御礼申し上げます。



荒木 尚志

あらき・たかし

1988年に教授会メンバーとなり本年3月末に定年退職するまで、約37年の長きにわたり、法学政治学研究科には、大変お世話になりました。

在職中はアメリカ、ベルギー、イギリス、アメリカと4年間もサバティカルをとらせていただきました。労働法に対して全く異なるアプローチをとる米欧、そして両者の間で独自の道を模索する英に留学できたことは、自らの労働法体系を考えるうえでも、日本の労働立法に関与するうえでも貴重な経験となりました。

教員としては、講義のほかに、学部・院を合わせると延べ1000人を超えるゼミ生との出会いがありました。ゼミをとったことのない学生を優先して採用しましたが、何人もの学生が初めて法律が面白いと思ったと言ってくれました。ゼミ生達のその後の各界での活躍ぶりを見るにつけ、教師冥利に尽きる思いです。

考える最高の環境の中で思うままに研究・教育に従事させていただきました。これもひとえに本研究科の同僚諸氏そして事務職員の皆さまのご支援によるものです。心より感謝申し上げます。



伊藤 洋一

いとう・よういち

研究生活を始めた時期に、1989年のベルリンの壁崩壊・冷戦終結を体験した者にとって、2022年のロシアによるウクライナ侵攻、2025年に始動した第2期トランプ政権の矢継早の施策はまさに衝撃的でした。

第二次世界大戦の反省に基づく1945年以降の国際組織、ヨーロッパ統合の歩みを振り返るとき、

近年の大学内外における学問の自由の危機、世界的な自由主義的民主主義の危機、非自由主義的権威主義の抬頭に、深い懸念を覚えずにはられません。多様性を認める開かれた自由な社会でなければ、大学での自由な教育学問研究が望めないことは、歴史の示すところ。法学政治学研究科の皆様には、正義と衡平を追求する法学にとって、金で買えない価値、金で売ってはいけない価値があることを忘れず、難しい時代の舵取りをして行っていただきたいと願っています。

最後になりましたが、長年に亘る皆様の御厚誼に心より感謝申し上げます。



浅香 吉幹

あさか・きちもと

最高裁大法廷決定平成25年9月4日は、非嫡出子相続分規定を違憲とすると同時に、すでに確定している遺産分割には違憲の効力を遡及適用しないものとしている。この遡及適用の問題について2裁判官が補足意見で英米法のコンセプトに論及している。千葉裁判官補足意見は、遡及効に関する本件判示をratio decidendiであるとし、また金築裁判官補足意見は、違憲判断が法創造機能を有する例としてアメリカの判例の不遡及的変更を挙げている。金築裁判官は1967年、千葉裁判官は1970年の東京大学法学部卒業生である。田中英夫教授が法学協会雑誌に「判例の不遡及的変更」を掲載したのは1966年である。両裁判官が学生時代に伊藤正己教授か田中教授の英米法講義を受講していたのかはわからないが、英米法講義で触れることが50年も経つと教え子を通じて日本の判例に影響を与えるかもしれないと思うと、講義のし甲斐もあるというものである。



松里 公孝

まつざと・きみたか

私は、2014年4月から11年間、法学政治学研究科で勤務しました。快適な研究環境を提供してい

ただいた同僚の先生方、事務職員の皆様に心からお礼申し上げます。

私が担当した比較政治Ⅰは、旧ソ連・東欧、今風にはスラブ・ユーラシアを対象としております。この地域は民族・言語・宗派構成が多様複雑で、比較政治に好適なのですが、世間的にはロシアの存在感が圧倒的です。私も、私の後任も主な研究対象はウクライナですので、比較政治Ⅰの脱ロシア化は着実に進むのではないかと期待しております。

私は上海外国語大学に再就職いたします。私が若手の頃は、「研究対象国で現地調査して、成果は欧米で発表する。隣国・アジアでのスラブ研究については何も知らない」というのが標準でした。それでは拙いだろうということで、2009年から中韓日の持ち回りで、毎年、スラブ・ユーラシア研究東アジア大会を開催するようになりました。今回、上海に生活拠点を移しますので、アジアの研究協力促進に貢献したいと思います。



川出 良枝

かわで・よしえ

2025年3月末日をもって東京大学を定年にて退職いたしました。私は大学とは研究と教育が一体の場であるべきだと信じているのですが、このやや古めかしい信念にいささかの疑念をもつことなく、充実した毎日をすごしました。それがいかに貴重で稀有な経験であったかを、今、しみじみと実感しております。出会ったすべての前途ある学生の皆さん、尊敬する同僚の諸先生、支えてくださった事務スタッフの方々に深く御礼申し上げます。

退職にあたっては、門下生たちが最終講義と祝賀会を催してくれ、野心的な論集（『戦後日本と政治学史』）まで刊行してくれました。人気教師とはほど遠い地味な一教員であったのですが、この日ばかりは、学生、卒業生、修了生、先生方に囲まれて、自著にサインを求められたり、写真を撮ったり、心のこもったお手紙やカードを頂いたり、教師冥利に尽きる喜びを味わうことができました。

4月からは放送大学にて、引き続き研究・教育に邁進する所存です。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

ご寄附をいただいた皆様の銘板を設置いたしました

東京大学大学院法学政治学研究科・法学部の教育・研究は、多くの方からのご寄附・ご支援に支えられております。

このたび、ご寄附を頂戴した皆様への感謝をお示しするために、2007年度から2023年度までの累積で一定額以上のご寄附をいただいた方々のご芳名を銘板に刻み、法学部の教育のシンボルである法文1号館25番教室の前に設置いたしました。

この機会に、ご厚志・ご支援を賜りました全ての方に、法学政治学研究科・法学部として、改めて心からの御礼を申し上げます。 法学政治学研究科長・法学部長 沖野 眞己



オープンキャンパス2025開催予告 学生による法教育授業

8月5日・6日にオンライン形式で開催されるオープンキャンパスにおいて、法教育ゼミの学生が高校生向けの授業を実施します。この法教育授業は、オープンキャンパスにおける各種企画の中でも特に人気があり、例年、募集開始直後に定員が埋まります。学生は、高校生に法的な考え方を体感してもらうべく、4月～7月のゼミで授業準備をし、当日は、前提知識を提供して、高校生同士のディスカッションをリードします。今年の授業テーマは、刑事手続における黙秘権の意義です。

成瀬 剛 (教授・刑事訴訟法)



卒業生委員会事務局からのお知らせ

◆「NEWSLETTER」のバックナンバーをWEBサイトにてご覧いただけます。

<https://www.j.u-tokyo.ac.jp/alumni/newsletter/>

※次回よりNEWS LETTER送付の停止をご希望の方は卒業生委員会事務局までメールまたは電話でご連絡ください。



◆卒業生・修了生名簿の登録情報変更のお願い

ご住所、メールアドレス、勤務先などを変更された方は、以下のいずれかの方法で卒業生委員会事務局までお知らせください。

WEBによる変更



左のQRコードまたはURLより
変更届を送信
https://www.j.u-tokyo.ac.jp/alumni/about_registration/

メールによる変更

Email: alumni@j.u-tokyo.ac.jpへ変更内容を送信

電話による変更

平日の9:00-17:00に、03-5841-2776 または070-3152-9555にお電話ください。

◆卒業生・修了生名簿の新規登録のお願い

お知り合いの卒業生・修了生にお声がけください

https://www.j.u-tokyo.ac.jp/alumni/about_registration/ ▶ 卒業生名簿・修了生名簿への登録届



◆卒業生委員会事務局への連絡・ご寄附(東京大学法学部振興基金)に関するお問い合わせ

連絡先

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部内 卒業生委員会事務局
Email: alumni@j.u-tokyo.ac.jp Tel: 03-5841-2776 / 070-3152-9555 (平日9:00-17:00)

編集・発行

NEWSLETTER No. 36

東京大学大学院法学政治学研究科・法学部 [NEWSLETTER] 2025年6月発行 No.36

東京大学大学院法学政治学研究科・法学部
卒業生委員会事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部内



ホームページにも本研究科・本学部のニュース
などが掲載されていますので、ぜひご覧ください

<https://www.j.u-tokyo.ac.jp>